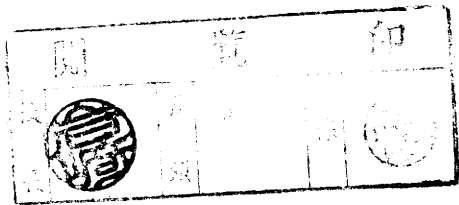




3・4・2



公 共 高 第 2 4 1 号
平成18年 8月10日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公 印 省 略)

公立学校共済組合貸付規程及び阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の一部改正等について（通知）

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程が別添1のとおり、阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程が別添2のとおり改正されましたので通知します。

なお、改正に伴う事務取扱いについては別添3のとおりです。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成18年6月29日

公立学校共済組合理事長 工 藤 智 規

第15条第2項を次のように改める。

2 組合員は、理事長が別に定めるところにより、前項の規定による一般貸付保険又は住宅貸付保険の保険料相当額のうち、その者が受けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る保険料充当額として理事長が定める額を負担しなければならない。

第22条中「第17条の2ただし書」を「第17条の2第3項」に改める。

様式第2号（1）記の8中「%」を「%（貸付金保険料充当金率を含む。）」に改める。

様式第3号（1）中記5の次に次を加える。

6 上記1の利率には、別途貸付金保険料充当金率が加算されます。

様式第3号（3）記1中「0.1775パーセント」を「0.1566パーセント」に改める。

様式第3号（3）中記2を次のように改める。

2 貸付金の償還期間における利息は月利とし、利率は償還開始後5年間は0.1566パーセント、5年経過後の期間は、貸付規程に基づく住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセント減じた利率を1月あたりに換算した率とする。ただし、ボーナス償還に係る利息は6月を単位とし、利率は償還開始後5年間は0.9396パーセント、5年経過後の期間は、貸付規程

に基づく住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセント減じた利率を6月当たりに換算した率とする。

なお、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における利率は、阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の一部改正について（平成18年6月29日）附則第2項に定める利率とし、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るものが年3.2パーセントを下回っている間における利率は、阪神・淡路大震災に伴う特例規程附則第3項及び第4項に定める利率とする。

様式第3号（3）中記の7の次に次を加える。

8 上記1及び2の利率には、別途貸付金保険料充当金率が加算されます（平成19年4月1日以降の貸付けに限る。）。

様式第3号（4）中記の5の次に次を加える。

6 上記1の利率には、別途貸付金保険料充当金率が加算されます。

附 則

- 1 この改正は、平成18年7月1日から実施する。ただし、第15条第2項、様式第2号（1）、様式第3号（1）及び様式第3号（4）の改正規定は平成19年4月1日から実施し、様式第3号（3）の改正規定は平成17年11月10日から適用する。
- 2 この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第14条 (略) (貸付保険) 第15条 (略) <u>2 組合員は、理事長が別に定めるところにより、前項の規定による一般貸付保険又は住宅貸付保険の保険料相当額のうち、その者が受けた高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けの貸付金に係る保険料充当額として理事長が定める額を負担しなければならない。</u> 第15条の2～第21条 (略) (領収証書の交付) 第22条 支部長は、<u>第17条ただし書及び第17条の2第3項の規定</u>による払込みを受けたときは、領収証書を借受人に交付するものとする。 以下 (略)	第1条～第14条 (略) (貸付保険) 第15条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受けるために要する費用は、組合の負担とする。</u> 第15条の2～第21条 (略) (領収証書の交付) 第22条 支部長は、<u>第17条ただし書及び第17条の2ただし書の規定</u>による払込みを受けたときは、領収証書を借受人に交付するものとする。 以下 (略)

阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の
特例に関する規程の一部改正について

阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する
規程（平成7年4月24日制定）の一部を次のように改正する。

平成18年6月29日

公立学校共済組合理事長 工 藤 智 規

第1条中「附則第4項」を「第16条第7項」に改める。

第3条第1号中「2.13パーセント」を「1.88パーセント」に改め、同
条第2号中「2.55パーセント」を「1.88パーセント」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 平成17年11月10日から財政融資資金法（昭和26年法律第100号）

第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預
託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2パーセント以
上となった日の属する月の翌月の末日までの間における第3条第1号及び第
2号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、次の表に定める利率とする。

第3条第1号に定める利率	第3条第2号に定める利率
年1.43%	年1.72%

附則第4項中「2.75パーセント以下である間」を「年3.2パーセントを
下回っている間」に改める。

附 則

1 この改正は、平成18年7月1日から実施し、平成17年11月10日から
適用する。

2 平成18年度から平成20年度までの各年度における第3条第3号及び第

6条第1項の規定の適用については、第3条第3号中「貸付規程に基づく住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率」とあるのは「貸付規程に基づく住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率（平成18年度から平成20年度までの各年度にあつては1.72パーセント）」と、第6条第1項中「貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率を1月当たりに換算した率」とあるのは「貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る年利率から1.0パーセントを減じた利率（平成18年度から平成20年度までの各年度については、住宅貸付けにあつては2.26パーセント、住宅災害貸付けにあつては1.72パーセント）を1月当たりに換算した率」とする。

3 平成17年11月10日から平成18年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中「3.2パーセントを下回っている間」とあるのは「2.75パーセント以下である間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「貸付規程」という。）第16条第7項に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち阪神・淡路大震災に係るもの（以下「特例住宅災害貸付け」という。）及び平成7年1月17日において貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利金を有する者のうち、阪神・淡路大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「特例の既住宅貸付け等」という。）に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。 第2条 (略) 第3条 (略) (1) 償還猶予期間 <u>1. 88パーセント</u> (2) 償還猶予期間が終了した月（償還猶予期間がないものにあつては、貸付金を交付した日の属する月）の翌月から60月に達するまでの期間 <u>1.88パーセント</u> (3) (略) 第4条～第7条 (略) 附 則 1～2 (略) 3 <u>平成17年11月10日から財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」とい</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下「貸付規程」という。）<u>附則第4項</u>に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち阪神・淡路大震災に係るもの（以下「特例住宅災害貸付け」という。）及び平成7年1月17日において貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利金を有する者のうち、阪神・淡路大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「特例の既住宅貸付け等」という。）に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。 第2条 (略) 第3条 (略) (1) 償還猶予期間 <u>2. 13パーセント</u> (2) 償還猶予期間が終了した月（償還猶予期間がないものにあつては、貸付金を交付した日の属する月）の翌月から60月に達するまでの期間 <u>2.55パーセント</u> (3) (略) 第4条～第7条 (略) 附 則 1～2 (略) 3 <u>平成7年10月1日から地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における第</u>

阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の一部改正 新旧対照表

改正後

う。)が年3.2パーセント以上となった日の属する月の翌月の末日までの間における第3条第1号及び第2号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、次の表に定める利率とする。

第3条第1号に定める利率	第3条第2号に定める利率
年1.43%	年1.72%

4 財政融資資金利率が年3.2パーセントを下回っている間における第3条第3号、第6条第1項及び第2項に定める利率については、これらの規定にかかわらず、住宅貸付けにあっては、年2.26パーセント、特例住宅災害貸付け及び住宅災害貸付けにあっては、年1.72パーセントとする。

改正前

3条第1号及び第2号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、当該貸付金に係る償還期限の日の属する月の前々月の末日における次の表に掲げる財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じ、同表に定める利率とする。

財政融資資金利率	第3条第1号に定める利率	第3条第2号に定める利率
年3.25%を超え 年3.75%以下	年1.78%	年2.13%
年3.25%以下	年1.43%	年1.72%

4 財政融資資金利率が2.75パーセント以下である間における第3条第3号、第6条第1項及び第2項に定める利率については、これらの規定にかかわらず、住宅貸付けにあっては、年2.26パーセント、特例住宅災害貸付け及び住宅災害貸付けにあっては、年1.72パーセントとする。

公立学校共済組合貸付規程及び阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程の一部改正に伴う事務取扱いについて

「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定。以下、「貸付規程」という。）」及び「阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程（平成7年4月24日制定。以下、「阪神・淡路大震災に伴う特例規程」という。）の一部改正（平成18年6月29日改正）に伴う事務処理に付いては、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、従前の取扱いによるものとする。

<貸付規程の一部改正関係>

（貸付保険の費用負担に関する事項（第15条関係））

1 対象者

貸付金保険料の一部を負担する組合員は、平成19年4月1日以降に貸付を受ける（借替えを含む）組合員とする。

2 対象となる貸付け

貸付金保険料の一部負担の対象となる貸付種別は、平成19年4月1日以降に貸付ける（借替えを含む）高額医療貸付け及び出産貸付けを除く全貸付種別（特例住宅貸付け及び特例の既住宅貸付け等を含む。）とする。

3 徴収方法

貸付金保険料の一部を負担するための一定の料率（以下「貸付金保険料充当金率」という。）を貸付金の利率に加算し、毎月の給与及びボーナスから元利金と合わせて徴収する（貸付規程第16条第7項に規定する元金猶予期間に係る利息についても同様とする。）。

また、加算後の利率（以下「貸付利率等」という。）を貸付利率とみなし、全ての事務処理を行うこととする。

4 貸付金保険料充当金率

貸付金保険料充当金率は、期間1月につき0.005パーセントとし、上記2の貸付種別全てにおいて同率とする。

5 貸付金保険料充当金率が変更された場合の取扱い

貸付金保険料充当金率が変更された場合は、貸付利率が変更されたものとして取り扱う

ものとする。

6 各種債権保全制度の経過利息等の取扱い

貸付保険における既経過利息及び延滞利息並びに団体信用生命保険における延滞利息については、貸付利率等により計算する。

7 組合員への周知について

貸付金保険料充当金率の貸付利率への上乗せについては、「貸付保険料の一部借受人負担について」（別紙1）により貴所属所の組合員に周知をお願いします。

<阪神・淡路大震災に伴う特例規程の一部改正関係>

1 対象となる貸付種別

対象となる貸付種別は、特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅災害貸付け等とする。

2 対象期間等

(1) 阪神・淡路大震災に伴う特例規程第3条及び第6条に規定する貸付利率の取扱い

平成17年11月10日（以下「適用日」という。）から阪神・淡路大震災に伴う特例規程第3条及び第6条に規定する貸付利率（以下「本則利率」という。）は以下のとおり。

<平成17年11月10日～平成18年3月31日>

貸付種別		本則利率（上段年利、下段月利）
特例住宅災害貸付け	償還猶予期間（最長5年間）	1. 88% 0. 1566%
	償還猶予期間終了後5年間	1. 88% 0. 1566%
	上記経過後	0. 88% 0. 0733%
特例の既貸付け等	住宅貸付け	1. 26% 0. 1050%
	住宅災害貸付け	0. 88% 0. 0733%

<平成18年4月1日～平成21年3月31日>

貸付種別		本則利率（上段年利、下段月利）
特例住宅災害貸付け	償還猶予期間（最長5年間）	1. 88% 0. 1566%
	償還猶予期間終了後5年間	1. 88% 0. 1566%
	上記経過後	1. 72% 0. 1433%
特例の既貸付け等	住宅貸付け	2. 26% 0. 1883%
	住宅災害貸付け	1. 72% 0. 1433%

<平成21年4月1日～>

貸付種別		本則利率（上段年利、下段月利）
特例住宅災害貸付け	償還猶予期間（最長5年間）	1. 88%
		0. 1566%
	償還猶予期間終了後5年間	1. 88%
		0. 1566%
上記経過後	住宅貸付け	1. 88%
		0. 1566%
	住宅災害貸付け	1. 88%
		0. 1566%

(2) 阪神・淡路大震災に伴う特例規程附則第3項及び第4項に規定する貸付利率の取り扱い

阪神・淡路大震災に伴う特例規程附則第3項及び第4項の適用期間については、平成17年11月10日から、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2パーセント以上となった日の属する月の翌月の末日までの間（以下「適用期間」という。）である。

3 特例利率

適用期間における阪神・淡路大震災に伴う特例規程附則第3項及び第4項に規定する貸付利率は、次に掲げる前々月の末日における財政融資資金利率の区分に応じた利率（以下「特例利率」という。）であり、計算上は月利を基準とする。

<平成17年11月10日～平成18年3月31日>

貸付種別		財政融資資金利率		特例利率（上段年利、下段月利）	
				3. 20%未満 2. 75%超	2. 75%以下
特例住宅災害貸付け	償還猶予期間（最長5年間）			1. 43%	1. 43%
				0. 1191%	0. 1191%
	償還猶予期間終了後5年間			1. 72%	1. 72%
				0. 1433%	0. 1433%
上記経過後	住宅貸付け			0. 88%	1. 72%
				0. 0733%	0. 1433%
	住宅災害貸付け			0. 88%	1. 72%
				0. 0733%	0. 1433%

<平成18年4月1日～>

貸付種別		財政融資資金利率	特例利率 (上段年利、下段月利)
			3.20%未満
特例住宅災害貸付け	償還猶予期間（最長5年間）		1.43%
			0.1191%
	償還猶予期間終了後5年間		1.72%
特例の既貸付け等	上記経過後		0.1433%
			1.72%
	住宅貸付け		0.1433%
特例の既貸付け等	住宅災害貸付け		2.26%
			0.1883%
特例の既貸付け等	住宅災害貸付け		1.72%
			0.1433%

4 適用対象

平成17年11月10日以降の特例利率は、次の（1）及び（2）の貸付けについて適用する。

- （1）平成17年11月10日以後に貸付ける特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅災害貸付け等
- （2）平成17年11月10日の前日において未償還元金を有する特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅災害貸付け等（ただし、平成17年11月10日前に即時償還の事由に該当した者（平成17年11月10日に組合員資格を喪失した者を含む。）を除く。（注））

（注）平成17年11月10日前に即時償還の事由に該当した者のうち、理事長がやむを得ないと認め償還を継続している者及び徴収の囑託を行っている者には特例利率を適用する。

5 特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書（特例の猶予等申出書）

「特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等に係る償還猶予等申出書（特例の猶予等申出書）」（様式第3号の2）については、「※ 財政融資資金利率が2.75%以下である間においては、住宅貸付けにあつては年2.26%、住宅災害貸付けにあつては年1.72%とする。」の記載を「※ 財政融資資金利率が3.2%以下である間においては、住宅貸付けにあつては年2.26%、住宅災害貸付けにあつては年1.72%とする。」に修正して使用すること。

6 賦金率表

新たに設定された本則利率に係る毎月償還及びボーナス償還の賦金率表は、別添2のとおり。

7 貸付利率等に係る賦金率表

貸付利率等に係る毎月償還及びボーナス償還の賦金率表は、別添3のとおり（当面、使用が想定される賦金率表のみを定める。）。

貸付金保険料の一部借受人負担について

公立学校共済組合の貸付事業は、組合員の皆様の年金資金からの借り入れ等によって運営されています。その貸付金の債権保全は、現在、組合員の皆様の負担を考慮して、保証人や担保権の設定は行わず、共済組合が保険料を負担する貸付保険を適用しています。

近年の貸付保険事故の増加は、下記のとおり貸付保険の保険料（以下「貸付金保険料」といいます。）の増加につながり、大きな財政的負担となっています。

【貸付保険料の推移】

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
7億1,600万円	7億5,600万円	12億9,700万円	15億2,600万円	22億100万円

今般、公立学校共済組合では、貸付金保険料の急増という状況を受けて、受益者負担の観点から、貸付金保険料の一部借受人負担を導入することとしました。これは、民間金融機関における「保証料」に相当します。

＜制度の概要＞

- 貸付金保険料の一部を負担するのは、平成19年4月1日以降の新規貸付け（借替えを含みます。）からとします。（平成19年4月1日前に受けた貸付けは対象となりません。）
- 負担していただく金額は、期間1月につき、貸付金の未償還元金に0.005%を乗じて得た額とします。
- 貸付利率に0.005%上乗せして、毎月の給与及びボーナスから元利金と合わせて徴収します。
- 上乗せ後の利率は以下のとおりとなります。

	制度改正前	制度改正後
年 率	2.26%	2.32%
月 率	0.1883%	0.1933%

※ 一般貸付け等の場合。平成18年8月9日現在。

公立学校共済組合の貸付事業の健全な運営のために、どうぞご理解ください。